（租税特別措置法の一部改正）

第十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項及び第三項中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第十条の五の二第一項中「第三十二条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十九条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十条の五の四第二項第二号ロ中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第四十二条の十一の二第一項及び第二項中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第四十二条の十二の三第一項中「第三十二条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十九条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第四十二条の十二の五第二項第二号ロ中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第六十八条の十四の三第一項及び第二項中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十九条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第六十八条の十五の六第二項第二号ロ中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第八十条第三項中「第二十条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十九条第二項第三号」を「第十七条第二項第三号」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に、「第十九条第一項又は第二十条第一項」を「第十七条第一項又は第十八条第一項」に改める。

（中小企業基本法の一部改正）

第十六条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）」を削る。

（小規模企業共済法の一部改正）

第十七条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第七号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第七十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十八号並びに第十九号」を「第十一号、第十三号、第十七号並びに第十八号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、「（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務」の下に「並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務」を加える。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第十一号中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同項第十六号を削る。

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正）

第二十条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十五項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第二十一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第二十四条第一項から第三項まで及び第二十五条第一項各号の項中「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十五条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同表第二十六条第一項第一号の項中「第二十六条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号及び第三号」に改め、同表第七十五条第二項の項中「第七十五条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同表第七十六条第二項の項中「第七十六条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同表第七十六条第八項の項中「第七十六条第八項」を「第七十条第七項」に改め、同表第七十七条第二項の項中「第七十七条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同表第七十八条第二項の項中「第七十八条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同表第八十二条第一項の項上欄中「第八十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中欄中「第七十七条」を「第七十一条」に改め、同項下欄中「第七十七条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十二条　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第百九条のうち中小企業等経営強化法第二条第十二項第六号の次に一号を加える改正規定中「第二条第十二項第六号」を「第二条第十一項第六号」に改め、「同号に規定する」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十九号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五条第一項、第九条第二項及び第十二条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十三条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「同表」を「同表の」に改める。

第十四条第二項及び第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「同表」を「同表の」に改め、同条第九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十一項及び第十二項中「同表」を「同表の」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「同表」を「同表の」に改める。

第十九条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項及び第五項中「同表」を「同表の」に改める。

第二十二条第二項中「すべて」を「全て」に改める。